

災害支援ナース 登録のお誘い

公益社団法人山梨県看護協会
災害看護委員会

令和4年6月30日

はじめに

【山梨県看護協会特別委員会】

災害看護委員会

【主な委員会活動】

- 災害支援ナースの周知、および登録勧奨
- 災害支援ナースフォローアップ研修の
企画・運営・評価
- 災害看護支援活動要綱の改訂
- 山梨県防災訓練への参加
- 災害支援のための備品等の点検・整備・補充
- 日本看護協会との連携

災害支援ナースとは

大規模自然災害発生時に、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めると共に、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のこと

※登録には条件があります



山梨県看護協会
災害看護支援活動要綱

山梨県の災害支援ナース

【山梨県看護協会の災害支援ナース】

102名 (令和4年5月現在)

【山梨県看護協会の重点事業】

- 災害支援看護活動
- 受援体制の構築と見える化

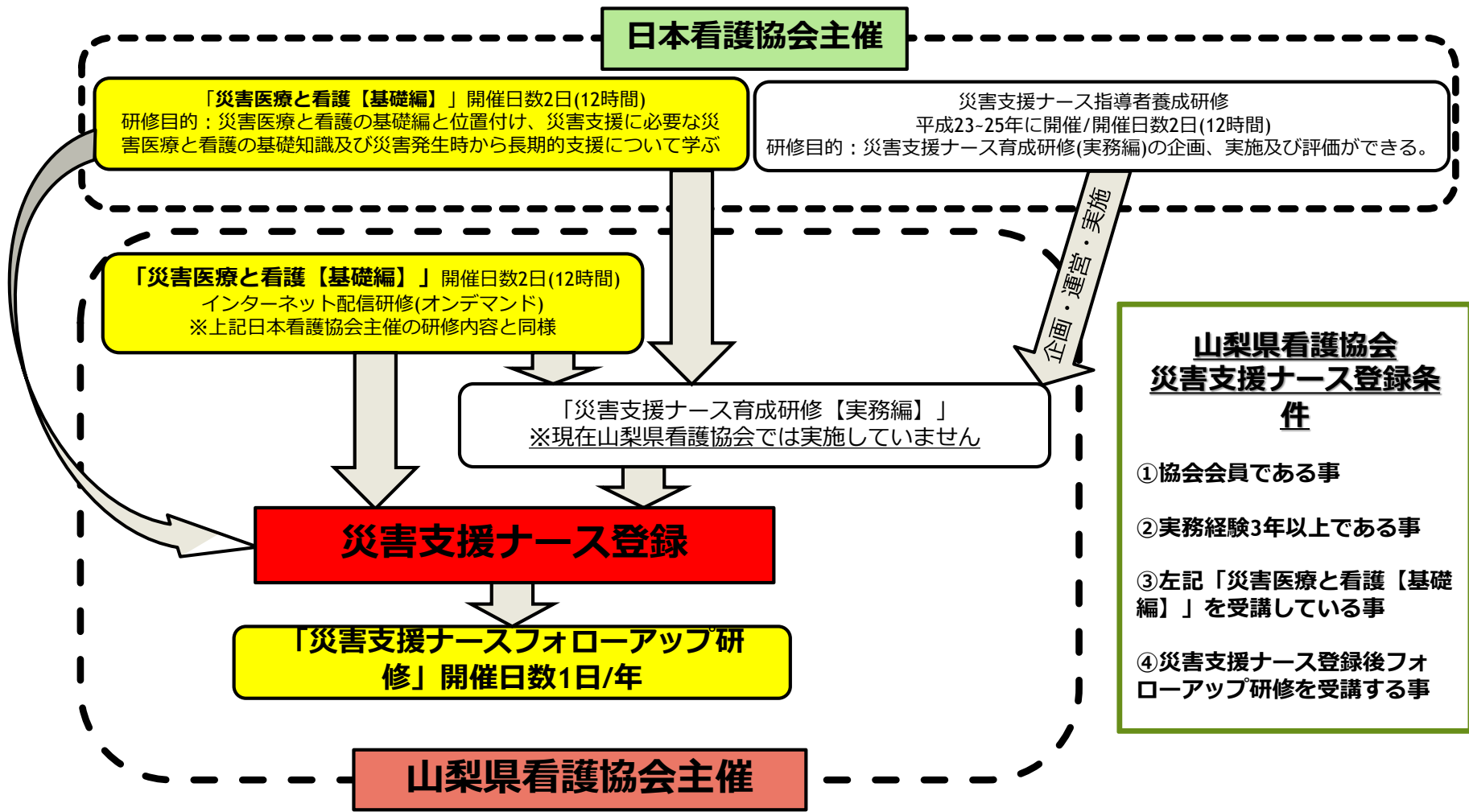
山梨県看護協会 災害支援ナース登録条件

1. 協会会員（日本看護協会会員）であること
2. 実務経験 **3年**以上であること
3. 災害看護基礎研修(当研修)を受講していること
4. 登録後、フォローアップ研修を受講すること



山梨県看護協会
災害看護支援活動要綱

山梨県看護協会災害支援ナース登録・研修



災害支援ナース登録方法

災害支援ナース登録申請書に必要事項を記載し、山梨看護協会に提出する

施設に所属している方は

- ① 所属施設長の同意を得ていること
- ② 派遣時の自己の身分（出張・有給・職務免除等）を明確にすること

上記2つの要件が必要となる

災害支援ナース登録後

- 申請手続き終了後、山梨県看護協会災害支援ナースとして登録台帳（看護協会が管理）に記載され、「登録票」が交付される
- その後、山梨県看護協会と各施設の所属長で「災害支援ナース」の身分保障（出張・公務・有給・職務免除等）に関する申し合わせが行われる

※身分保障の申し合わせでは、派遣中の保険（看護行為中の自損事故も含めた、事故補償として派遣時は保険に加入）や派遣にかかる交通費・宿泊費の負担についても申し合わせを行う

災害支援ナース派遣依頼

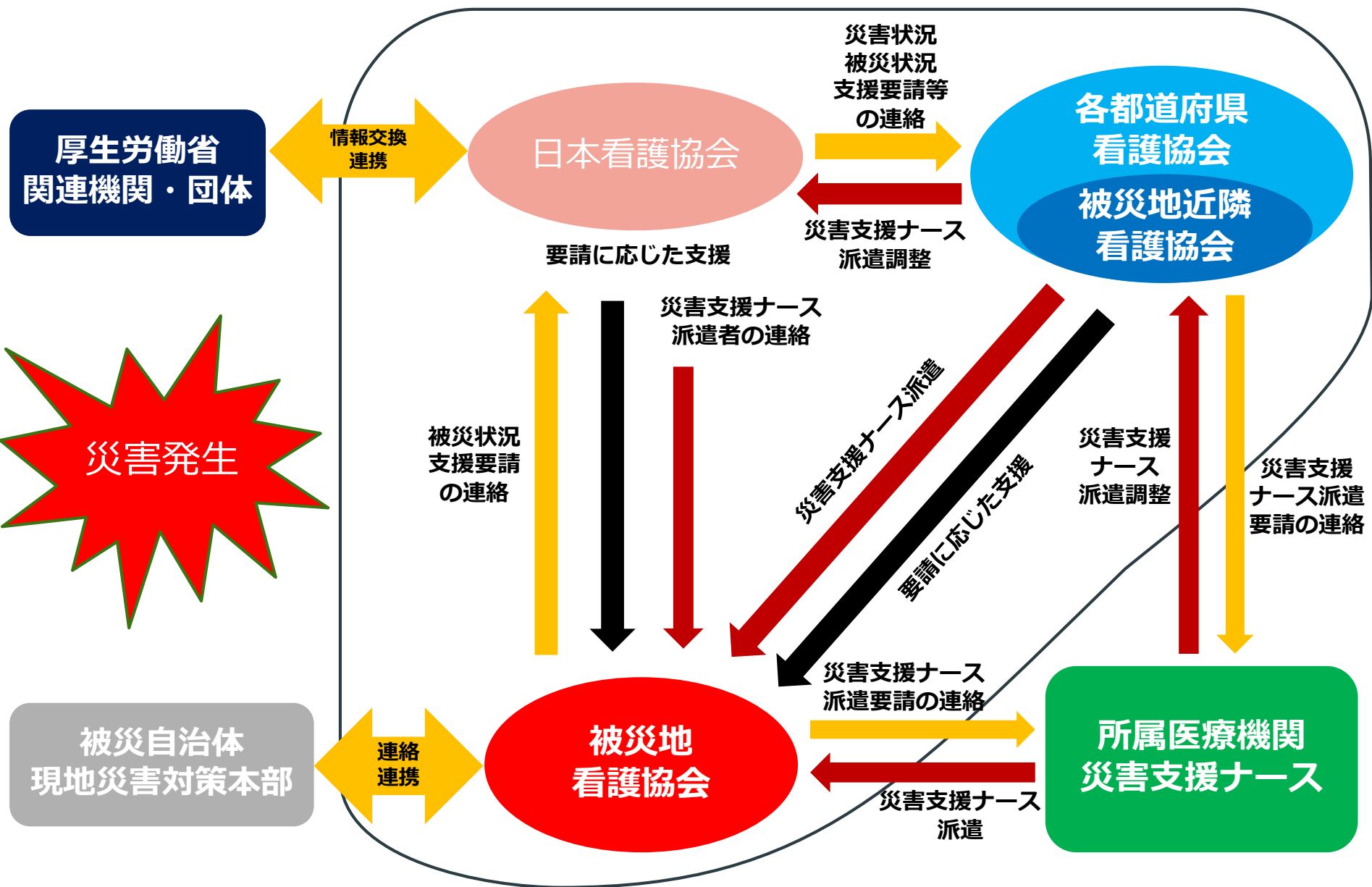
- 大規模自然災害が発生し、災害支援ナースの派遣要請があった場合、被災地が県内外である事を問わず、山梨県看護協会より各所属施設、および個人へ派遣依頼を行う
- 所属施設において、勤務調整や人員の確保が出来る状況であれば派遣調整を行う

強制派遣ではない

所属施設と調整のうえ可能であれば

派遣となる

災害支援ナース派遣までの流れ



災害支援ナースの派遣

【派遣時期】

災害サイクルの**亜急性期**

(発災後3日以降～1ヶ月が目安)

【派遣期間】

活動期間・移動時間を含め**3泊4日**

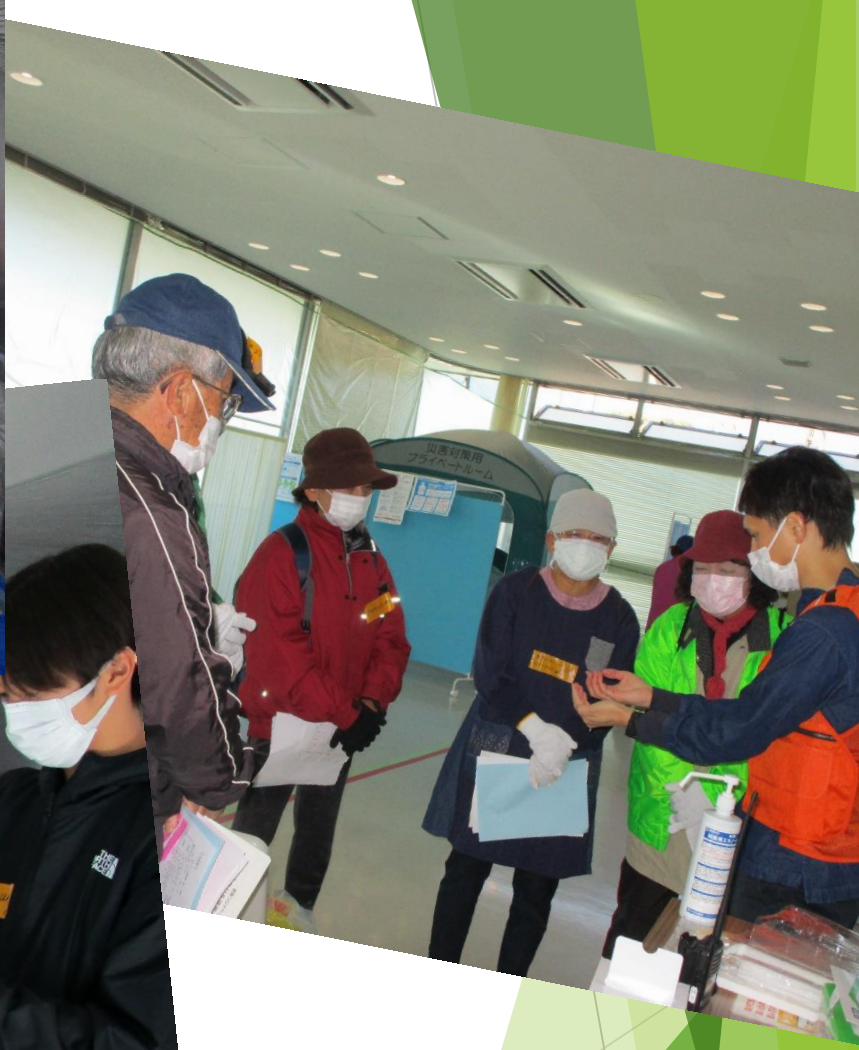
【活動場所】

原則として被災した医療機関・社会福祉施設
・避難所（福祉避難所を含む）



福祉避難所で要支援者の問診を行っています





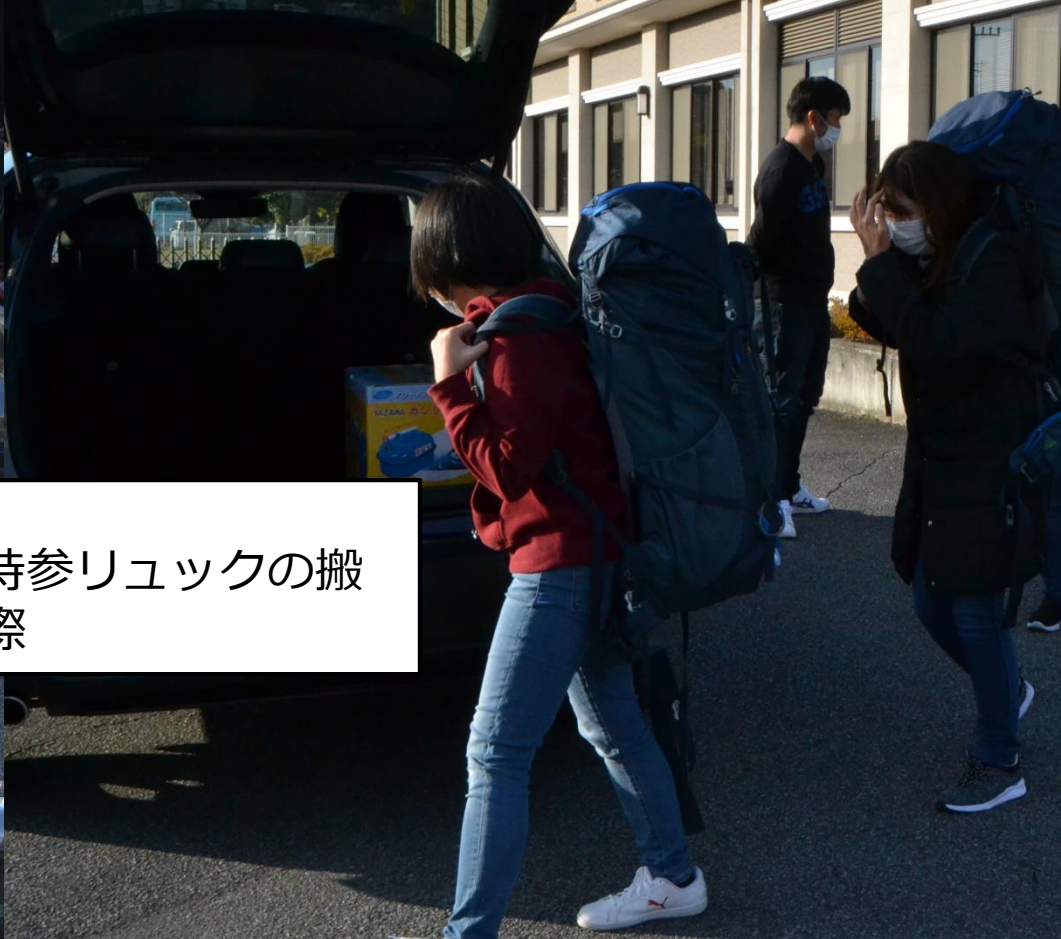
県防災訓練
災害支援ナースが
感染対策について
住民やボランティアに説明

起震車で震度7の揺れを
体験しました。





災害支援車
甲信マツダ提供



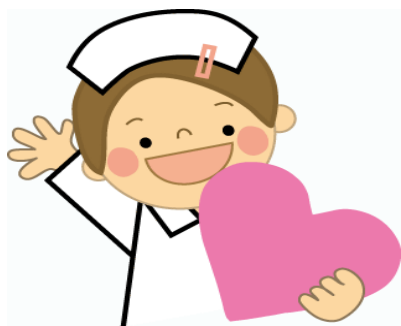
災害時持参リュックの搬入の実際





山梨県看護協会 災害支援ナース登録条件

1. 協会会員(日本看護協会会員)である事
2. 実務経験 **3年**以上である事
3. 災害看護基礎研修(当研修)を受講している事
4. 登録後、フォローアップ研修を受講する事



山梨県看護協会
災害看護支援活動要綱

さいごに

災害はいつ起こるかわかりませんが

いざという時

あなたの力が被災者の助けとなります

災害支援ナースに登録して

私たちと一緒に活動しましょう！